

福祉文教常任委員会審査報告書

平成 30 年 6 月 19 日

飯綱町議会議長 清 水 満 様

福祉文教常任委員会委員長 石 川 信 雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
請願第 1 号	生活保護基準引き下げの中止を求める意見書採択についての請願	採択
請願第 2 号	「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書	採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

■請願第 1 号 生活保護基準引き下げの中止を求める意見書採択についての請願

説明者：長野地区社会保障推進協議会 小 野 高 聡 氏

質 疑：生活保護が約 10 万円だが、例えば、国民年金（70 歳）約 7 万円を差し引いた残額の 3 万円は支給されるのか。

回 答：要件を満たしていれば支給される。生活保護を受けていると免除規定がある。保護を受けることが恥だと思わず遠慮しないで申請して欲しい。

質 疑：参考資料の生活保護基準の引き下げに伴う国民生活への影響に、「住民税の非課税基準」とあるが、どういうことか。

回 答：詳しく説明できない。

質 疑：住民税の計算上、いくつかの所得控除があるが、そのうち基礎控除 33 万円が連動して引き下げられるということか。

回 答：そう思う。

質 疑：生活保護基準の引き下げが基礎控除の減額につながるとは思えない。例えば、所得税の基礎控除 38 万円は生活保護基準とは関係なく、48 万に増額改正される。

回 答：今、はっきり答えられないので調べてみたい。

質 疑：不正受給で本当にもらえない人がいい迷惑を受けているが。

回 答：不正受給者は 0.5 パーセント。それを許している雰囲気を作ることが怖い。

質 疑：国会の予算も通っている。生活困窮者自立支援等として、32 億円の増額がある。手立てをしているが。

回 答：例えば、子ども食堂の事業が困窮者対策と言われることが問題で、全体の生活保護費を上げるものではない。そこが問題。やっていることが生活保護基準引き下げに逆行している。32 億出すなら生活保護を支える制度を充実させて欲しい。

反対討論：生活保護費は、4分の3が国、4分の1を県が支出している社会保障費であり、その財源は集めた税金である。従って、その使い道は、然るべき手続きを踏んで決められているはずである。国では昨年、生活保護費のうち「生活扶助」の5年毎の見直しがされた。同年12月に厚生労働省は当初14パーセント引き下げを検討したが、最大5パーセントの引き下げ、3年かけて国費計160億円削減すると決めた。そして、2018年度予算は年内に成立し、その中に含まれる生活保護基準引き下げは決定した。生活保護制度を利用されている皆様の苦しい生活実態は十分理解できる。しかし、この生活基準引き下げは、厚生労働省において、諸般の情勢を考慮しながら調査研究、そして検討した結果進められともものだと判断する。

賛成討論：憲法25条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と謳われており、生活保護費はそれを保障するものだ。生活保護制度の捕捉率は、15から32パーセントほどであり、本当に必要な人たちに行き渡っていない。政府自らが「子育て支援を充実させる」、「貧困の連鎖を断ち切る」と言いながら、施策では大きな矛盾であり、子育て世帯や低所得者の暮らしを守る施策を充実させるべきと考える。

採決の結果：賛成多数で採択とした。

■請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める請願書

説明者：長野県教職員組合 南 澤 直 樹 氏

質 疑：国庫負担金が2分の1から3分の1に税源移譲がされたことに伴い、県の財政が大きく圧迫し続けているとあるが、差額は地方交付税で補うので数字的には合っていると思うが。

回 答：税源移譲については、地方それぞれ都市部の方には税源移譲によって潤沢

に回った経緯もある。逆に以前の2分の1の時よりも少なくなったのが地方。地方交付税措置されている額もあり、県としても圧迫されている。

質 疑：義務教育費の国庫負担を2分の1に戻せば、今、町が一般財源で負担しているものの中で何が減るのか。

回 答：教職員の対応としては2分の1に戻っても基本的には変わらないが、現在、町の一般財源から支出されている旅費、教材費等にさらに充てられる。

質 疑：憲法で保障されている義務教育の無償化は教材費か。

回 答：授業料を払わないことと、教科書の無償化が基本。

質 疑：先生方の旅費は一般財源か。

回 答：外されたうちの費目が旅費、よく分からないが児童手当。

質 疑：義務教育の国庫負担金の額を2分の1に戻せということは、過去に手当のあったいろいろな手当も戻せということか。

回 答：それは全く関係ない。一般財源化されたものは市町村も出しやすくなると思う。

質 疑：2分の1に戻せという中には旅費も含まれるのか。

回 答：旅費を直接国庫負担金対象にしてとは言っていない。先生方の給料分が2分の1から3分の1になると、あと3分の2は県費で地方交付税措置。旅費の一般財源化については、先生方の教育をするための研修とかが一般財源化されたことで予算が取りにくいということ。

質 問：一般財源を特定財源にできないか。

回 答：税や地方交付税が一般財源なので、国庫負担の特定財源にする意味がない。

質 問：教材費として、教科書以外のドリルとかは憲法で保障している無償化の対象になると考えれば、町は今年から1万円負担しているが、本来は国で見るとべきだと思う。

回 答：この上のもっと大きな請願になる。

質 問：組合は県の負担、町の負担を元に戻して欲しいと要望しているが、2分の1というより、本来は無償が理想。よって、義務教育費と考えればパーセンテージを国の負担を逆に上げてもいいのではないか。

回 答：制度として堅持していくことが大事。無くされていくという歴史もあった。堅持することと合わせて費目の増大・拡大を国庫負担金で是非お願いしたい。町としても県の負担が少なくなった分を教材費や旅費に回せる。先生方の資質の向上にもつながる。請願のとおりお願いしたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で採択とした。